

会 議 録

会議の名称	第21回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成21年5月28日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、梶谷委員、金田委員、 菊山委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、 中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、 横田委員） 市職員委員（西尾委員、中尾委員、山中委員、吉本委員）
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 13名	
議 題	第2次条例案（たたき台）について	

議 事 概 要

1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について

2. 前回議事録の確認について

内容については異議なし

3. 議題

◎「条文素案」の議論

会 長 今日、市議会の権能、市議会議員の責務、市長の役割・責務、市

長を除く執行機関の役割・責務、この4箇条くらいが対象になるかと思積もっています。それでは早速、第9条からいきましょう。『市議会の役割及び責務』から皆さんのご意見を賜っていきたいと思います。

それから前回の会議録の後ろの方にも書いてるように、これは市長部局から提案する条例原案を作る作業ですので、市議会に関しては、こちらからこんなんでいかがですかという提案になるんですね。現在、まだ議会の方は、案がまだ内部案としても確定していない段階なので、議会からは何らご意見をいただくという手続きを踏んでません。前の会議で「市議会から何らかの意見をいただいていますか」とお聞きしたのですが、手続き上、それはまだ公にしていらないということです。

それでは『市議会の役割及び責務』について皆さんのご意見を賜っていきたいと思います。

委員 やはり市議会の機能と責務を分けた方が良くと思います。

委員 教えていただきたいのですが、「役割」と「機能」は、意味はどう違うのですか？一般的に「機能」は能力を持っていると解釈でき、「役割」とは、議会がこういう役目を全うしなければならないという有機的に、かたや機能と密接的にと印象を受けてしまうのですが、議会というものが行政機関の一つというものであれば「機能」という言葉でもいいでしょうけど、これは市と行政と議会、全く役割が違うものじゃないかと。

会長 他の条文の所でも、例えば『市長』のところでも「役割と責務」となっており、A案については「役割及び責務」で統一してるんですね。B案は「機能」と「責務」に分けたものとなっています。今、「役割」と「機能」はどう違うのかということですが、「機能」は果たす仕事、というか内容ですね。「責務」というのは、責任のあるということです。それをまるく説明しているのがA案ですね。「機能」と「役割」を重ねながら説明しています。B案は、それを二つに分けたということですね。

委員 政治家は究極的にボランティア精神でやらなければいけないと私は思っています。議会の原点は納税者の立場で、自治運営の主権は納税者の側にあって住民代理であることを認識してもらわないと

と思います。先日、12,13日に臨時会が開かれました。市長が専決事項の報告に入っていますが、それすらも審議されずに、議会の役員選出「議長・副議長・監査委員」がもめてしまって二日間何もしないで流会になってしまった。一体、これは市民のための議会であるのか、あるいは議会のための議会であるのかと私は思っています。そういう点も議会の方で十分に反省していただいて、本当の市民のための議会在郡山市で行っていただきたいと思います。そこでちょっと話が過ぎるかもしれませんが、例えばA案の第3項ですが、「～市民に分かり易く」の後に、「傍聴者に対し議案の説明と意見を求めることができる」というふうにしてもらった方がいいんじゃないかと思います。これをするにあたっては法規の改正も必要になってくるかと思いますが、しかしこの策定委員会としては、こういうふうに表示していただいた方が良くと思います。法の改正そのものについては当局の方で考えてもらう問題だと思います。このことにつきましては平成20年2月28日に配布されているグループワークの意見調整に関する表の26ページにそのことが書いております。だからそれを挿入していただけたらいいんじゃないかと思っております。

会 長 今のご意見についてはどう応えて良いのか悩みますが、つまり条文の中にそれを反映させてほしいということですか。傍聴者に対する議案の説明ということですか？

委 員 これは先生もご存じのように先進諸国でこれを実施しております。例えばヨーロッパのですね。本当に開かれた議会を作ってほしいと思います。しかし、この委員会で作成しても議会で取り上げるのか取り上げないのかは分かりませんが、先進諸国でそういう開かれた議会をやっておりますので、そのようにやっていただけたらいいんじゃないかと思います。そうすると先日のような流会とかがなくなってくるんじゃないかと思います。

委 員 確かに私も一年間、委員会も含めて傍聴したことがあるのですが、資料が手元にないために議論している内容が理解できないという点もございます。委員会では、簡単な、議員さんと同じようなものを貸していただけるんですが、それは一冊しかありません。新聞記者さんは各社一冊ずつあります。それで、本議会になると全くございませんし、

それが実状のようです。本当にいきなり行った場合、何をどういう議論しているのかがさっぱり分からない、それが実状です。その点が改善してもらえれば、非常に市民としては何を議論しているのかが分かると思います。

会 長 それは議事規則で定めているのですか？

事務局 傍聴規則などですね。条例の中に具体的に書くよりは、規則で対処しなさいという方がまだ良いかと思います。

会 長 例えば、「市民の分かり易く開かれた議会運営のため、全ての会議の公開に努めなければならない」の付帯意見として、「傍聴者に対する共通資料配付や、それらをより良く整備するように努めてほしい」という意見がこの策定委員会から出ているということを通告することは、十分可能ですよね。しかし、条例本文にそこまで書くと逆に抵抗があるかもしれません。つまり議会の自主権の侵害になる可能性がでてきます。

委 員 第1項の中程の「条例の制定改廃」ですが、「制定及び改廃」、「制定または改廃」、「制定・改廃」のいずれかにしていただきたいです。機能と責務を分けた方が良くと先ほども申し上げましたが、A案の第3項で「公開に努めなければならない。」は必ず入れてほしいと思います。「開かれた議会運営」だけでは、なかなかそこまではいかないと思いますので、「公開」という文字を入れてほしいです。

委 員 機能と責務に分けるということですが、A案の第4項は議会のいろんな機能について強化の問題が出されているわけですが、この場合は機能だけでなく責務まで入っているのか、各条項の分け方をもう少し、きちっとしておいた方が良くと思います。分けるというのを前提にした話ですが。

会 長 A案の第1項は「機能（役割）」ですよね。第2項以降が「責務」ですね。B案の場合は、第9条が「機能（役割）」です、「機能」という言葉を使わなくても、「役割」でも一緒かなあと、この場合は思うんですけどね。

委員 「機能」という言葉は・・・。

委員 A案の「役割と責務」を一緒にした場合、どれが「役割」「責務」なのか見えにくいので、B案のように分けた方が明確で分かり易い。「市議会の機能」よりは「市議会の役割」の方が分かり易い。B案の第9条第2項「けん制する機能を有する。」について、こういうものに機能が出てくると困るので、A案のように「けん制に努めなければならない。」とした方が良い。また、A案の第3項「すべての会議の公開に努めなければならない。」をB案の「市議会の責務」第1項の議会運営に入れた方が良いと思います。

会長 それではちょっとお諮りしますね。今の議論の流れからしますと、B案の体裁でタイトルを「市議会の機能」から「市議会の役割」へ変える。条文については、B案の第9条第2項をA案の第2項に変える。要するに「けん制に努めなければならない。」にするということですね。B案のように「市議会の責務」に分けて、第1項の「開かれた議会運営を行わなければならない」でいくのか、A案の第3項のように「すべての会議の公開に努めなければならない。」でいくのか、どちらがいいですかね。

委員 A案の第3項が良いです。(複数名)

会長 はい。A案の第3項ですね。以下、A案の第4～6項については、ご異議ございませんか？

委員 A案の第4項にだけ「立法機能の強化」というのが載っているのですが、「政策立案能力」というのを入れておく必要があると思います。「立法機能と政策立案能力を高めていく、強化する」と、だいたい他自治体をみてもそうなってるところが多いように思います。これは「議員」の条文でも出ていますが、「議会」にも入れておく必要があると思います。

会長 それをもし入れるとするなら、どういう入れ方しましょう？「役割及び責務を遂行するにあたっては、政策立案能力の強化、市政調査、

議案提出権等の立法機能の強化とその活用に努めなければならない。」
としますか？

委員 「立法機能の強化と政策立案能力を高めることに努めなければならない。」が良いと思います。

委員 先ほどの「役割」と「責務」について分けるという議論ですが、分け方がたくさんあり2項に分けると複雑になり、どっちがどっちか分からなくなると思います。A案だと、どっちつかずのことも両方含んで表現できると思います。従ってシンプルにするならA案かと思います。

委員 A案の4項で「市政調査権、議案提出権等」となっていますが、B案では「市政調査、議案提出等」と「権」がありません。この違いはどうなんでしょうか？

会長 正しくは「権」を入れるなら、後ろの条文が「立法機能の活用」となるんですね。もともとあるわけですから。権力を強化することは法律でなければできませんから。だからこれは「権」を外した方が正しいんでしょうね。機能強化であるなら「権」はない方が良いでしょう。どちらの案も「権」を外しましょう。

それでは、A案であろうがB案であろうが共通のことでちょっと改めておくことは、第2項は「けん制に努めなければならない。」第3項は「すべての会議の公開に努めなければならない。」第4項は「市政調査、議案提出等の立法機能の強化と政策立案能力を高めるよう努めなければならない。」ですね。

委員 B案の第9条第1項で「予算の決定」とありますが「決定」という言葉だけでいいんでしょうか。予算の審査及び承認は？

会長 団体意思の確定として予算は議会を通過しないと有効に成立しないわけだから「決定」で間違いはないんですけどね。ただ仕事としては「審査する」ということで、ですので「審査」「承認」「決定」としても実害はないように思います。決算は「認定」で間違いはないです。

委員 以前、先生がおっしゃっていましたが、国の司法・立法・行政の立法府と議会と地方自治体の議会は根本的に違うということでしたが、ここでは国の立法府に関わるようなことを「市議会」のなかで「議案提出・市政調査」といったやらないものを書いているということですかね。

会長 いや、そうではないです。

委員 市議会が国の議会とは違うのに、ここでよnder部分があるからおかしく感じますので、そのあたりご指摘いただけたらと思います。

副会長 地方自治法は予算の関係、どうなっていましたか？決定でした？

事務局 議決です。

副会長 地方自治法は「予算の議決」なんですね。ですから「議決」にした方が良いと思うんです。

また、先ほどの委員さんのご意見についてですが、国の議会と自治体の議会が違うのは、憲法第93条で「議事機関として議会を置くことができる」とあります。「議事機関」が立法府として位置づけがはっきりしていないといけません。市議会が立法府であるという点では、名張の「議員によって構成される意思決定機関」というように、郡山市だと「議決機関」となっていますので、そのへんが曖昧かなと思います。むしろ「意思決定機関」を前に出した方が立法府としての議会の意味合いがはっきりするかと思います。

委員 B案「市議会の責務」の第2項に、「市の政策水準の向上を図り、市の独自施策の展開のため・・・」を入れた方が良いと思います。行政がちゃんとやっているのか、そういうのを監視する審議会も必要ではないかと思います。そういう面でこの辺に入れておいた方が良いと思います。

委員 A案の第2項の「監視しけん制」という問題がありますが、伊賀市の場合、「けん制と監視」以外に「執行機関に対する検査及び監査請求等の権限」が別にあるわけですね。当然、郡山市の場合はそういう

意味合いはこの文章に含まれていると理解して良いのでしょうか？

会 長　　そうです。これは一般論としての監視・けん制と、法律で保障されている監査権をいっているわけですね。ですからA案はそれが入っているということです。

委 員　　A 案、B 案のどちらにも共通することなんですけども、「努めなければならない」というのは過去いろいろ論議があったことと思います。ちょっとここらへんで「努めなければならない」という言葉の定義をはっきりさせた方が良くと思います。これからいっぱいこの言葉が出てくるわけなんですけども、「努めなければならない」という言葉を辞書で引くと「一生懸命努力すること」となっています。「努めなければならない」というのは置き換えると「努力目標である」ということですよね。努力目標というのは「一生懸命やりました。しかし、結果としてできませんでした。」ということも許すという意味合いも含まれてしまいます。ですから、もちろん全否定するわけではないですが、「一生懸命努力しました。その結果、駄目でした」を許すのか、許さないのか。というところで、この言葉を使うのか使わないのかというのを決めればいいんじゃないかなと思います。特に A 案は「努めなければならない」となっていますよね。以前、ワークショップの時に先生に「努めなければならない」について聞いたときに、「かなり強い縛りがある」という表現をされました。「かなり強い縛り」ということ自身がかなりファジーな表現で、絶対に守らなければならないというわけではないですよ。以後、出てくる言葉で「これは絶対に守ってもらわないといけない」というものについては、ちゃんと義務にするというのが大事じゃないかと思います。それから、「これはできないこともあり得るだろう」というものは「努めなければならない」を使ってもいいんじゃないかと僕は思います。これからいっぱい「努めなければならない」という言葉が出てくるので、そういう基準で考えていったらいいんじゃないかと思います。

会 長　　そうです。その議論については何回か前にもやったかなという記憶があるんですけども。「～せねばならない」という前に「努めなければならない」という言葉が入っていなければ、義務規定になるわけですね。しなければ違反になるわけです。「努めなければならない」と

というのは、「できないこともあり得る」ということを想定しているわけですが。だから全部やろうと思ってもできないこともあります。例えば、議会の会議でも秘密会議にしないとまずいものもあります。特定個人の名誉に関わることとか。ですので「全ての会議を公開しなければならない」としてしまったら、とんでもないことになってしまいます。こういう場合に「努めなければならない」としておきます。

市民の側からいうと、何でもかんでも義務で縛りたい気持ちがあるのは分からないでもないですが、その結果、条例そのものが破綻をきたしてしまうというのは避けなければなりません。そういう意味で「議会」のところに、「努めなければならない」と書いてあるのは、法律でいわゆる義務的規定にしているところは避けているはずですが。この条例でむしろそれを踏み込んで法律よりももう少し強い努力規定を入れているというふうに理解した方がいいんじゃないでしょうか。

委員 A案の第3項「すべての会議の公開に努めなければならない」で、郡山市の場合、原則、委員会も公開になっているのですが、準備会のような調整会議がオープンにされていないケースが非常に多いんですね。そのへんをどう考えたらいいんでしょう？

会長 議会運営委員会とか幹事長会とかありますよね。こういうのは議会が定める議事規則などで正式の会議として整理しているわけですが。他に全員協議会というのがあります。通称、「全協」と言われています。これも自治法上、認められていて正式な会議です。それ以外に、今言われた「準備会」とか調整するための会議とかは、実は法律上、存在しない会議で「非公式会議」なんです。それも含めて「公開」となれば、また違う会議が出てくるだけで、それをやればやるほど料亭政治になってくる可能性も高いわけですが。「役所で会議するとまずい」ということで、だからある程度、限度があるというのは事実です。全員協議会も「全員協議会という形で開けば公開の対象になるからやめましょう。議員学習会にしましょう。」ということもあるわけですが、調整会議のために。それは追いかけてこなくなってしまいます。その辺、微妙なところですよ。

委員 ある会議を傍聴したいと申し出たら駄目だと言われた経験があります。我々からしたら、どういう経緯で決められたのかが関心事だった

わけです。

会 長 それは多分、非公式の会議だったのでしょうか。それも「公開」というのはとても議会はのまないでしょうね。それは国会でもありますよね。

委 員 自治基本条例のなかでは、建前としては。

会 長 そうです。「すべての会議の公開に努めなければならない」とするか「開かれた議会運営を行わなければならない」とするか、どちらをとっても同じではないかと私は思います。原則、公開ということですよ。ですから、正式会議の場合、公開しない理由を明らかにしなければならない。非公式会議まで公開となれば、「私的懇談会まで公開する義務はない」と言われれば終わりです。

大体、議論し尽くしたかと思いますがいかがでしょうか？

委 員 A案の第5項について、わざわざ1項目独立して書かれていますが、第3項の議会活動に関する項でまとめられないかと思いますがどうでしょうか？

会 長 「市議会の責務」に入れるより、「議員の責務」の方が合っているのかもしれませんがね。外しても実害はなさそうですね。議員個人個人が真摯で十分な議論を尽くすという話だと思います。

委 員 第9条に1項設けてもらいたいのがあります。「市議会議員は現行の議員報酬制を廃止し議会ごとに実費支給の日当制にし期末手当を廃止する」という1項を追加してほしいです。ちなみに試算してきましたが、議員報酬の総額が1億6,356万円、期末手当は4,566万500円、それから年金の共済の市負担が1,724万6,500円、合計2億2,646万6,900円、議員一人あたり年間943万6,120円となります。

期末手当を調べましたら、6月は職員に対して40/100、議員は60/100、12月の期末手当は160/100、議員は175/100です。郡山市は全市町村に率先して議員報酬制を廃止して日当制にし、期末手当も廃止するというように、この委員会で答申していただけたらありがたいと思います。ちなみに郡山市の公債、借金ですが平成19年度で424億6,710

万 2 千円、市民一人あたり 41 万 6 千円の負債を市民が負わされています。にもかかわらず、先ほど申し上げた報酬を出していること自体、間違っているのです。

会 長 これは郡山市における自治の基本システムをより明確に精密にするかという話ではありますが、議会議員とか議会のあり方についてのご不満とかご意見とかあることは当然、理解しています。しかしながら、議員の報酬であるとか定数までをこの条例で書くのは私は越権だと思います。それを受ける姿勢、やってくださいねというのが反映する条文が「すべての会議の公開」であるとか、あるいは「適正かつ効率的に執行されているか監視し」で、そういうところで受けて立ってもらわないといけないと思います。あと、「議会の自主権」というのがあるわけです。これは首長側からの提案ですので、そこまで突っ込んだ意見が出ていたという議事録の公開でもって対話するところだと思います。仮に、そこまで書いて出したとするなら原案修正をせざるを得ないということになってしまいます。

アイデアはいっぱい結構ですが、自治基本条例ですから、あんまり注文を付けてしまうと、本当は市長の定めるべき事項であったり、基本条例を受けた個別条例、例えば議会基本条例をつくってもらってもいいかもしれませんし、その議会基本条例を受けた議会の傍聴規則の改正とか、議会の会議公開規則の改正につながっていくと思うんですね。または議員倫理条例ができてくるとか、口利き禁止の行政内部規則ができてくるとか、そういうふうに進んでいくわけです。その発展していく方向に結びつきやすいような条文を作ろうと考えた方が良く思うんです。

それではA案をベースにした案を一度言いますね。

第9条 市議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成され、条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定等の市政の重要事項についての市の意思決定機関である。

2 市議会は市民の意思が市政運営に適切に反映され、公平公正かつ効率的に執行されているか監視し、けん制に努めなければならない。

3 市議会は、積極的に議会活動に関する情報の提供を図り、市民に分かりやすく、開かれた議会運営のため、すべての会議の公開に努めなければならない。

4 市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたっては、市政調査、

議案提出等の立法機能の強化及び政策立案機能を高めるよう努めなければならない。

5 市議会は、会議において議題に対して真摯な対応で十分な議論を尽くすように努めなければならない。←削除（「議員」の条文へ）

6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けるように努めなければならない。

以上のような案ということで皆さんのご意見が着地してきていると思うんですがよろしいでしょうか？

委員 議会を傍聴しにいったら資料をつけるといった意見はどうなりますか？

会長 それは会議録の記録と、最後に成案として出すときに、「～という強い意見が出ていたことを申し添えます」とします。

委員 今日言ったことは平成20年2月28日のワークショップの意見調整表の29ページに書いています。

委員 議会の役割と責務に分けるという話はどうなりましたか？

会長 役割と責務は分けません。それではよろしいでしょうか。それでは10条にうつりたいと思います。ご意見をどうぞ。

委員 先ほどの、第9条の第5項がつくわけですよ。

会長 そうですね。主語が「市議会」となっているのを「市会議員」に変えて第10条に入れます。ちょっと読んでみますね。「市会議員は、会議において議題に対して真摯な対応で十分な議論を尽くすように努めなければならない。」

委員 もう一つ次の条文を付け加えてほしいんですが。

「市議会議員は、市政の運用について執行機関等の窓口において指示等を行う場合は書面で行うよう努めなければならない。」

会長 それは口利き禁止につながるものですね。議員倫理規定などで受けて立ってもらった方が良く思いますね。そこまで厳しくここで

やると、支持されない危険性があるのが心配ですね。

委員 入れといていただいて、議会が拒否したなら「拒否しましたね」ということが言えるわけですね。

会長 いやいや。事前審査はなく一発勝負ですから。修正提案もないと思います。おそらく否決か可決かだけです。なので、その辺の部分も呼吸を計りながらいきたいと思います。ですから本体条文を受けた議員倫理規定を定めていただくというよう要望するという意見がでてましたという付帯意見を付けたらどうでしょうか？

委員 分かりました。お願いします。

委員 B案でいきましようか。

委員 A案もB案も日本国憲法が出てくるんですけど、わざわざ入れる必要があるんですかね。なくてもいいと思います。

会長 そうですね。もともとあちこちで日本国憲法で保障された仕組みがいっぱいでできていますが、とって別に問題ないですね。

委員 第3項も第1項と共通する部分があるので削除してもいいのでは？

会長 そうですね。これは就任にあたっての宣誓規定のようなものですよ。議員さんに宣誓義務はないですね。一般職公務員だけですね。

委員 これは宣誓を外したらどうですか？

会長 第10条第1項で、これはちゃんと受けてますよね。

委員 そしたら、もう第3項は削除したらどうですか。

会長 削除しましょうか。しつこい感じもしますし。

委員 B案で第3項を削除して、先ほどの第9条の第5項を付け足したら良いと思います。

会 長 はい。それでは第10条B案第1項、第2項はこのままで第3項を削除、そして第4項に第9条A案の第5項を主語を入れ替えて入れる。そしてB案の第10条第4項を第5項とする。ということでよろしいでしょうか？

委 員 そこで第5項で「～自己の議員活動について公表する～」を「～自己の議員活動と市政運営について公表する～」としたらどうかと思います。

委 員 それは第9条の第2項に書かれていると思います。

委 員 議会と議員さんは違うと思いますよ。

会 長 議員活動で全部含まれてしまうと思うんですよね。議員活動として報告するのは、自然に市政運営に関する自分の考えを公表することになりますね。ですからそこまで入れなくても大丈夫じゃないかと思います。よろしいでしょうか？

委 員 はい。

会 長 それでは10条はさきほどのように修正してください。

委 員 さきほども言いましたが非常に「努めなければならない」が多いような気がするんですよね。「努めなければならない」という程度にしておかないと通らないといいますが。伊賀市の条例をみても「努めなければならない」はあんまりでてきませんよね。しかし今回の第9条、第10条はみんな「努めなければならない」でくくられてしまっているのは、非常に及び腰。

副会長 だから及び腰というより、遠慮しているんです、議会に対して。伊賀市の場合は、確か議会の議論しか入っていません。

委 員 この議論は先送りにしたらいいと思います。最終的にそのあたりをじっくり見る機会を設けるのか、そうでなくてその都度やっていくの

か、その場合は今やらないと駄目ですよ。

委員 最終的にしましょうよ。

委員 今、議論しているから「努めなければならない」か「しなければならない」どちらにするか分かるけれども、最終的に見直しだったら分かるかどうか不安です。

会長 良い議論をしていると思うんですが、一つ錯誤があると思うんです。というのは、倫理規定とか、ある意味での質をあげましょうという「規定」では、「努めなければならない。」以上の規定はできません。事実の実行行為に関しては、例えば「公表しなければならない」とすることはできますよ。「毎年度の決算に関する監査結果は広く市民に公表しなければならない」とか、「市民参加における政策評価の結果は必ず公開するものとする」、それはできますよ。ですが議員さんのお話の中の例えば資質の向上に努めるとか、自己の議員活動についての公表とか、これは条例であっても縛ることは無理です。無理なものを「～ねばならない」としたら逆に法律違反になる可能性があります。努力することは微風であります。そういうふうに「がんばってね」というのは逆にきついと私は思います。可能なものは「～するものとする」とやったらええと思います。

委員 もう一度、最後に文言について見直すことは必要だと思います。そういう機会がありますよね？

委員 いや、それは認識の違いがありますよ。さきほど私が気になったのは議会一発勝負だと。

会長 それは修正の動議が出ることは考えられませんよ。事前審査もしないわけですから。

委員 ですから、そういうことを考慮して出す必要があるというわけですよ。

会長 そうです。

委員 最後に文言を確認する作業をしないと「私はこう思っていたのに違う」ということも考えられますよね。

委員 そのあたり事務局に確認しときませんか。今、議論した結果が印刷物になって私たちの手元に来て、それを議論する場があるのかどうか。

会長 これは第2次審議ですよ。かなり詰めておかないと。

委員 今までかかって決めたことが文章になって、それを吟味する場があるのかどうかだけ確認しときたいです。

会長 第2次原案ができた段階でもう一度それを振り返って微調節することは可能かということですか。

委員 一条ずつ検討はしなくて良いんですけど、だいたいそれを見直す機会を与えてもらえるのかどうか確認したいんです。

事務局 それは当たり前のことだと感じています。全体の形ができた段階で今言っていたことを一つずつおさえていく必要があると思っています。

委員 ということでですから、今日はこの部分は納得しましょうか。

会長 例えば、「市長の役割と責務」の第11条でも同じことですよね。「適切に市政の執行に努めなければならない」とこれも「努めなければならない」ですが、適切か不適切かというのは一体どこで計るのか、また抽象論が出てきますよね。だから「努めなければならない」なんです。それに対して、例えばB案の「市長の責務」では「計画的な職員教育を行わなければならない」、これは事実としてやらなければならないということになるんです。こういう違いは当然でできます。努力義務規定を置くこと自体でも、きついというものもあるし、判定基準が抽象的であれば、心の中で「向上を図ってください、その方向に向かってください。」と言わざるを得ない部分もあります。客観的に測定できないものについては、「努めなければならない」で精一杯になるわけですよ。その辺のことを考えて、何でもかんでも「～ねばな

らない」と完全義務規定にするのは無理があるところがあります。その辺をご理解いただきたいなあと思います。

委員 その表現について理解しにくい部分があるので、表現の意味等について指示してもらえていれば良いと思います。

会長 事務局にお願いですが、法制の担当者とも話をして、終わりの言葉の「～ねばならない」「努めなければならない」「努めるものとする」いろいろ言い方がありますので、それを整理した表で解説書を出してください。みなさん、その辺が認識を共有できていないみたいです。

みなさんの意識の中では、「努めなければならない」が一番きついと最初は思っていたが、努力義務規定だから義務規定より緩いということで、「えっ」と思ったんでしょう。そうすると「義務規定にしよう」と、義務規定にできないものまで「義務規定」にしようという議論になりかねないので、この議論を統一しましょうということです。

例えば、第34条の「条例の検討及び見直し」B案の第1項で「～定期的に検討しなければならない」とあり、義務規定です。検討する作業は定期的に絶対にやらなければならないわけですね。「定期的に検討するよう努めなければならない」とはなってません。それから第3項で「市民の意見を聴取しなければならない」、これも義務規定ですね。結構、義務規定はあるんですよ。ところが第32条のB案「各自治体との連携」では「～協力するよう努めなければならない」、これは相手さんあっての話やからということですね。それから可能規定、第31条第1項「～市長に対して住民投票の実施を請求することができる」。それから基準規定、第31条B案第4項「20歳以上の者とする」ですね。こういうのは法令用語で約束事があるんですよ。だから努力義務規定にならざるを得ないものには、こういうものがあるというのを事務局から出してあげてください。「それは甘い」とか「緩すぎるんちゃうか」といった不信感を持っていらっしゃるから、そういうことじゃないと私は言っているんです。甘い、緩いの話ではなく、それ以上の規定はできないことを申し上げたいんです。例えば第26条第1項でも「～行動するように努めなければならない」、これは市民に対してですよ。市民に対しては「努めなければならない」、しかし市に対しては第2項で「～適切な支援を講じなければならない」ときつくなっているわけです。こういう使い方をもっと視野を広げて

全体を見ると、前半は努力義務規定があるけど、後半は義務規定が多い。そういうことも分かっていたらと思うんです。

委員 次いきましょう。

委員 すいません。第10条はB案でいくのは確定なんですよ。

会長 B案というより……。

委員 いろいろ議論があったと思うんですが、もう一度、確定をお願いしたいんです。例えばB案の第2項で市会議員のいろいろ書いてありますけど「自己の研さんに励む」というのはとってしまうんですよ、B案の場合。A案の第2項の文言を一部とってB案に入れるなどの方法があると思うので。

会長 はい。そうしたらもう少し確認しましょうか。第10条はB案の第1項をまず採用、これは確認済みですね。それから第2項は、今言われているように「研さん」がとんでしまっているからA案の第2項を使いますか？ →異議なし

ではA案の第2項を採用します。それから第3項は両方とも削除、これは重複だということですね。それから第9条のA案第5項の主語を「市議会議員は」として第10条第4項とします。第10条の第5項はB案の第4項を第5項に読み替える。以上です。よろしいでしょうか？ →異議なし

会長 それでは第11条に入ります。

事務局 B案で「市全体の責務」について説明します。第5章で「市長の役割と責務」、「市長以外の執行機関の役割」、「職員の役割」というのを規定しているのですが、この「市全体」というのは、今言った3つ全体の役割を指すということで、「市全体の責務」を載せたらというワークショップの意見でした。その場合、第2条で「市」の定義を市議会を入れていきますので「市全体」という表記から考えていかなければならないということです。

会 長 B案はワークショップの案を経て出されてきた案ということですよ
ね。しかし「市」の定義が確定していますよね。ならば、このB案は
このままだと使えないですね。どうしましょう？

委 員 B案が入れられるように第2条を見直すかですよ。

会 長 いや、でも普通、市と言えば執行機関及び議会を含んだものを指す
のが一般的ですよ。だからその原則に戻ってB案を考えるしかない
ですね。

副会長 「市全体の責務」で本当に市全体の責務にあたっている部分がある
んですね。最初の第1項で「市は、まちづくりを行う市民の～」とい
うのは議会も頑張らないといけない。第2項は市長部局ですよ。第
3項も市長部局。第4, 5項は両方ですよ。だから市全体を受ける
ものもあります。

委 員 質問なんですが、第11,12,13条で市長、市の執行機関の責務がある
のに第11条の最初に「市全体の責務」をもってきた趣旨がもう一つ
よく分からないんですけど。

委 員 削ったら良いと思います。どうして入っているのか分からないです
ね。

副会長 前に議論して入れたんですね。

委 員 B案の「市全体の責務」を削りましょうよ。ただ、その中で市長の
責務について取り出して、どこかに入れたら良いと思います。

会 長 それではご意見に従いまして、「市全体の責務」がどこに吸収でき
るか確認してみます。まず、第1項の「まちづくりを行う市民の自主
的、自立的な活動を尊重するとともに～」は、「人権保障の原則」の
ところで受けているはずですよ。だからこれは何とか吸収できると
思います。それから第2項の「参画、協働の原則」を受けている条文
がどこかにありましたね。

委員 「審議会」はなかったんじゃないですか？

会長 それは、「参画、協働の原則」のところに足していけばいいと思いますよ。それから第3項は、市長の仕事としてどこかに生かせばいいですよ。第4項は「議会」の方は先ほど入れましたよね、「行政」の方はどこかに入っていたと思うんですよ、第19条「説明責任及び応答責任」のところに入っています。

委員 「要望、提案、苦情」という言葉は、必ずどこかに入れてください。

会長 だから第19条に入っています。それから第5項も後ろの方に入っています。なので、B案の「市全体の責務」はカットすることによってよろしいでしょうか？これは重複しています。→異議なし

それでは次にA案の第11条第1項から第3項（「市長の役割及び責務」）、B案の「市長の役割」「市長の責務」について議論していきたいと思います。

委員 A案第11条第1項の「市を統括し」の後に、「持続可能な社会を構築」を入れたら良いと思います。

委員 それは前にも似たような言葉が何回も出てきたんじゃないでしょうか。

委員 「適切に」というところを「持続可能な社会構築のため」というように。

会長 いかがでしょう？

委員 その言葉は何回も入っているから、あまりしつこく書いたら効果がないような気がします。何回も出てきてるでしょ？

会長 そうですね。

委員 もう、その言葉はええと思いますけど。

会 長 はい。

委 員 B案の「市全体の責務」を削るのはいいんですが、第3項のところを市長の役割の第2項のところに入れればA案の第2項と同じというか、予算の財政運営の適切な執行というようなことを「市長」のところに入れておかなければ夕張みたいになってしまうということで、この項目は非常に大切なこととして「市長の役割」のところにもっていった方がいいんじゃないですか。

委 員 要するに、B案の第2項をA案の第2項にするということ？

委 員 A案の第2項のようにB案をする。そのためにはB案「市全体の責務」の第3項を第11条第2項の・・・。

事務局 第15条に「財政運営」というのがあるんですが、そこで反映できるのではと思います。

会 長 「市長は健全な財政運営を行うとともに、半期に一度、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない」とありますよね。

委 員 あるんであれば重複になりますね。

会 長 ですから、そこを「市長は、予算の編成及び執行にあたっては中長期的な展望にたち、自主的かつ健全な財政運をを行うよう努めるとともに」とか「あわせて、半期に一度、財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない」と変えたら良いですよ。第15条に生かしたらいいですよ。それを事務局、ノートしておいてください。

委 員 そしたらB案でよろしいですね。

会 長 はい。これね、A案の第2項、変ですよ。「政策・予算の基本方針や予算執行を示すように努めなければならない」、これは努力規定ではないですね。義務規定ですね。「示さなければならない」ですね。

それではB案で「市長の役割と責務」として第11条の第1, 2項とし、B案の「市長の責務」第1項を第3項とします。

委員 そうすると、B案の「市長の責務」の第2項が第4項になるわけですね。

委員 そうすると、第3項と第4項がよく似たことを言っているようですがどうでしょうか。

会長 そうですね。第4項、外しましょうか？

それでは第11条についてお諮りします。B案の「市全体の責務」を全面的にカットします。それぞれの条項について、第1項は以下に出されている条文の中に生かせられるところもあるので、そこに生かすということで事務局に指示しました。それから第2～4項についても反映できる条文がある。第5項については後に条文があり、同じことが書いてある。

それから「市長の役割と責務」として、B案の第11条第1, 2項でいきます。そしてB案の「市長の責務」の第1項を第3項とします。これでよろしいでしょうか？ →異議なし

会長 というところで時間がなくなってきましたね。次回からは、だんだんと具体論に入っていくので話は早いと思います。今まででしたら仕組みの基本とか理論でしたから、わりと確定しにくかったですが、あとは手続き論みたいなものですから、だいぶ早なると思います。

委員 前回までの条文のまとめが今回は配られていないのですが。

事務局 後日、送らせてもらいます。そのときに、語尾「～努めなければならない」などの説明についても送ります。

会長 それでは本日はこれで終了します。お疲れ様でした。

以下余白